

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料4-7
提出年月日	令和5年6月13日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	とりまとめた資料-3	要員名称の定義について記載方針が同様である女川2号炉及び伊方3号炉と同様である旨を追加。	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-5	相違理由欄の「、」を「,」に修正 ・以下、相違理由を省略	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-6, 7, 8, 9	相違理由の適正化 「常設代替交流電源設備」に含まれる設備の追加(下線部参照) (旧) ディーゼル発電機燃料油貯油槽, ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの・・・ (新) ディーゼル発電機燃料油貯油槽, 燃料タンク (SA), ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの・・・	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-8, 9, 10	格納容器水素イグナイタ, 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット, ガス分析計にて使用する設備に以下の設備を追加。 ・非常用交流電源設備	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-22 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 6.0)」に反映済
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-6, 7, 8, 9	同上	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-9, 10, 28, 52	「非常用直流電源設備」の設備名称及び設備の位置付けを見直し(下線部参照) (旧) 設備名称: 非常用直流電源設備 設備の位置付け: 重大事故等対処設備(設計基準拡張) (新) 設備名称: 所内常設蓄電式直流電源設備 設備の位置付け: 重大事故等対処設備	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-22 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109r. 6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-7, 8, 9, 35, 64	同上	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-9	女川欄「全て」に着色実施。 相違理由欄に女川を追記。	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-11	b. 手順等 大飯と同様に第1.9.1表で整理する「整備する手順書」をまとめて記載することとした。(下線部参照) (旧) ・・・・事象の判別を行う運転手順書、全交流動力電源喪失時における対応手順等、炉心の著しい損傷が発生した場合の対応手順に定める(第1.9.1表)。 (新) ・・・・炉心の著しい損傷が発生した場合の対応手順書等に定める(第1.9.1表)。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	とりまとめた資料-3, 4 1.9-10	同上 また、とりまとめた資料及び相違理由を修正した。(下線部参照) 【とりまとめた資料-3 2-2) ① 泊発電所3号炉欄】 (旧) 事象の判別を行う運転手順書、全交流動力電源喪失時における対応手順等、炉心の著しい損傷が発生した場合の対応手順等 (新) 炉心の著しい損傷が発生した場合の対応手順書等 【とりまとめた資料-4 2-3) 泊発電所3号炉欄】 (旧)・・・手順 (新)・・・手順書等 参照ページ誤記修正 【p1.9-10 相違理由】 (旧) 【大飯】 記載表現の相違(女川実績の反映) ・第1.9.1表で整理する「整備する手順書」をすべて記載 (新) 【女川】 記載表現の相違 ・第1.9.1表で整理する「整備する手順書」をまとめて記載(大飯と同様)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.7.0)	1.9-19	以下の記載を適正化（下線部参照） (旧) 運転員（中央制御室）1名、 <u>運</u> 転員（現場）1名にて～ (新) 運転員（中央制御室）1名及 <u>び</u> 運転員（現場）1名にて～	第1149回審査会合（R5.5.25）資料5-22 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等（SAT116 r.6.0）」に反映済
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.6.0)	1.9-26	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.7.0)	1.9-19, 24	以下の記載を適正化（下線部参照） (旧) <u>な</u> お、可搬型代替サンプリング圧縮装置から～ (新) <u>ま</u> た、可搬型代替サンプリング圧縮装置から～	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-22 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等（SAT109 r.6.0）」に反映済
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r.6.0)	1.9-26, 30	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r.7.0)	1.9-25	手順名称の適正化（下線部参照） (旧) 代替非常用発電機の代替電源設備により給電する手順については、「1.14電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「代替非常用発電機による代替電源（交流）からの給電」にて整備する。また、代替非常用発電機への燃料補給の手順については、「1.14電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.4「 <u>代</u> 替非常用発電機等への燃料補給の手順等」にて整備する。 (新) 常設代替交流電源設備の代替電源設備により給電する手順については、「1.14電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「 <u>代</u> 替交流電源設備による給電」にて整備する。また、代替非常用発電機への燃料補給の手順については、「1.14電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.4「 <u>燃</u> 料の補給手順等」にて整備する。	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-22 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等（SAT109 r.6.0）」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-32	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-25	1.9.2.3 その他の手順項目について考慮する手順 以下の記載を追加 格納容器雰囲気ガスサンプル冷却器への海水通水前の可搬型大型送水ポンプ車による補機冷却海水通水に関する手順については、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」のうち、1.5.2.2(5)「可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却」にて整備する。	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-32	同上 また、大飯欄に玄海3/4号炉のまとめ資料を抜粋して記載。 相違理由欄に大飯との相違理由を追加。	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-27, 28	第1.9.1表「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順」に記載する手順書の名称について、以下のとおり記載表現を統一 ・ヘッダーを「手順の分類」から「手順書の分類」へ修正 ・「整備する手順書」の手順書名称について「・・・手順」と「・・・手順書」が混在していたため、すべて「・・・手順書」に統一 ・「整備する手順書」の「等」の記載を適正化（当該手段が複数の手順書に該当する場合は「手順書の分類」から代表的な手順書名称を1つ記載し、その他該当する手順は「等」を記載している。なお、「等」に該当する手順については、技能1.0まとめ資料のうち、添付資料1.0.14_表2「技術的能力対応手段と運転手順等比較表」にて整理している） ・「対処設備」における不要な「※2」を削除 ・「可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視」, 「ガス分析計による原子炉格納容器内の水素濃度監視」における「整備する手順書」に「余熱除去設備の異常時における対応手順書」を追加 ・「可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットによる原子炉格納容器内の水素濃度監視」, 「ガス分析計による原子炉格納容器内の水素濃度監視」における「手順書の分類」に「故障および設計基準事象に対処する運転手順書」を追加	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-34, 35	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-29	第1.9.2表 監視計器名称の見直し (修正箇所は、下線部参照) (旧) 原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置 (新) 原子炉格納容器内水素処理装置温度 (旧) 格納容器水素イグナイタ温度監視装置 (新) 格納容器水素イグナイタ温度	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.-37	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-32	第1.9.3表のうち、設備名称の見直し及び記載の追加 (下線部参照) (旧) 設備名称: <u>非常用直流電源設備</u> (新) 設備名称: <u>所内常設蓄電式直流電源設備</u> 記載追加: <u>※供給負荷は監視計器</u>	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-22 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 6.0)」に反映済
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-40	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-36, 50	概要図 (第1.9.4図), フローチャート (第1.9.12図)記載の適正化。 (下線部参照) (旧) 格納容器 (新) <u>原子炉格納容器</u>	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-22 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-46, 62	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-39	第1.9.6図の記載を適正化。 ・設備名称を適正化した。(下線部参照) (旧) 「原子炉補器冷却水冷却水モニタ」 (新) 「原子炉補器冷却水モニタ」 ・不要な矢印を削除 ・凡例に「継手」を追加	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-22 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 6.0)」に反映済
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-49	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-50	フローチャート (第1.9.12図)記載の適正化。(下線部参照) (旧) 炉心出口温度350℃以上 全交流動力電源喪失時は (新) 炉心出口温度350℃に到達 全交流動力電源喪失時において	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-62	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-52	審査基準、基準規則と対処設備との対応表 (2/3) のうち、設備の記載について適正化 (下線部参照) (旧) 可搬型代替直流電源設備 <u>新設</u> 代替所内電気設備 <u>新設</u> (新) 可搬型代替直流電源設備 <u>既設新設</u> 代替所内電気設備 <u>既設新設</u>	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-22 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-64	同上	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-52	添付資料1.9.1-(2)「審査基準、基準規則と対処設備との対応表」について、既設・新設の区分を適正化	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-64	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-54, 55	添付1.9.2 (電源構成図) について、各電源設備の主要設備を明確にするための補足を追記。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-22 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 6.0)」に反映済
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-66, 67	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-54, 55	添付1.9.2 (電源構成図) について、手順で使用する設備を追記した。 ・ガス分析計 ・格納容器雰囲気ガス試料採取設備弁 ・原子炉格納容器内水素処理装置温度監視装置 ・格納容器水素イグナイタ温度監視装置	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-66, 67	同上	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-56	添付資料1.9.3「自主対策設備仕様」の記載を適正化 ・台数の欄に「個」を追記	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-69	同上	
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-57	有効性評価の記載を参考に、以下の記載を適正化のため削除。 ・事象進展が早い大破断LOCA事象かつ原子炉格納容器内 <u>ウェット</u> 水素濃度が最も厳しくなる「水素燃焼」シーケンス	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-22 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 6.0)」に反映済
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-70	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-59	図2について、炉心出口温度350℃到達から60分の矢印および水素濃度の値を記載。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-22 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-72	同上	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-59	図2について、右側文章を適正化。(下線部参照) (旧) 評価の結果、格納容器自由体積が… (新) 評価の結果、原子炉格納容器自由体積が…	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-72	同上	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-63	記載の適正化 文中の図番号の記載を修正 図3 → 図1	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-76	同上	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-66	有効性評価の記載より、格納容器破損モードの記載について「 <u>雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過温破損)</u> 」の記載を追加。(原子炉格納容器温度が141℃に到達する有効性評価を記載)	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-22 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-80	同上	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 89	「原子炉建屋」の建屋名称について、操作エリアを特定した記載とする箇所は「周辺補機棟」へ修正を実施。	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 104	同上	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-71	可搬型代替ガスサンプリング圧縮装置停止及び格納容器雰囲気ガスサンプリング圧縮装置起動の画像を追加した。	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109-9 r. 6.0)	1.9-85	同上	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7.0)	1.9-76	添付資料1.9.8-(4)について1.9.8-(2)と同内容を記載していたため、削除。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-22 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 6.0)」に反映済

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7. 0)	1. 9-85	MKS単位の削除。(下線部参照) ・図10から、原子炉格納容器内圧力が約0.09kg/cm ² (約0.09MPa)以上の時は、	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-22 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 6. 0)」に反映済
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 7. 0)	1. 9-86	(7) 可搬型格納容器内水素濃度計測ユニットの校正方法に記載していた文末の (詳細要領について装置と合わせ現在検討中。) の記載削除。	第1149回審査会合 (R5. 5. 25) 資料1-5-22 「泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等 (SAT109 r. 6. 0)」に反映済